アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	109,000	212,000	102,000	205,000	109,000	212,000	102,000	205,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	129	251	120	243	129	251	120	243	33	51
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	65,600	128,100	61,500	124,000	65,600	128,100	61,500	124,000	16,700	26,000
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	764	1,491	715	1,442	764	1,491	715	1,442	194	303
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	575	1,120	535	1,080	575	1,120	535	1,080	145	225
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	191,000	373,000	179,000	361,000	191,000	373,000	179,000	361,000	48,000	76,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	73,300	143,000	68,600	138,400	73,300	143,000	68,600	138,400	18,600	29,100
マリ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	765	1,495	715	1,445	765	1,495	715	1,445	195	305
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	185,300	361,800	173,500	350,000	185,300	361,800	173,500	350,000	47,100	73,500
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	1,940	3,780	1,820	3,660	1,940	3,780	1,820	3,660	490	770
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,650	3,250	1,550	3,150	1,650	3,250	1,550	3,150	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,700	5,280	2,530	5,110	2,700	5,280	2,530	5,110	690	1,070
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	395	770	370	745	395	770	370	745	100	155
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	225	439	211	425	225	439	211	425	57	89
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	63,000	123,000	59,000	119,000	63,000	123,000	59,000	119,000	16,000	25,000

附　則

２１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２２　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。